

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議長 殿

[住 所] 〒231-0062 横浜市中区桜木町 3-9-6F
[団 体 名] 神奈川県社会保障推進協議会
[代表者名] 代表委員 水谷 正人
[連絡先] 電話番号 045 - 201 - 3900

保険料と窓口負担の軽減等を求める陳情書

【陳情趣旨】

2008年4月にスタートした後期高齢者医療制度は1年以上が経過し、政府も一定の保険料軽減策を実施してきたところです。このため、法定軽減など保険料減免対象者は被保険者数の5割近くとなっていることが、先の3月議会で県広域連合から示されました。

本年6月末現在の被保険者数は717,013人で、このうち「現役並み所得者」とされて窓口の負担割合が3割となっている方は96,998人(13.5%)と聞き及びます。「現役並み所得」に及ばず負担割合が1割となっている方は、差引620,015人(86.5%)を占めていることとなります。

約5割の保険料減免対象者は主に1割負担者と考えられますが、「現役並み所得」に及ばない低所得にも関わらず、36.5%の方は保険料の軽減対象とはなっていないこととなります。こうした層を対象として、保険料減免制度を拡充することが必要と考えます。

平成21年度の特別会計予算では保険給付費6,105億円に対して保険料等負担金は740億円で、「給付費の1割」とされた保険料ですが実際は12.1%を占めています。保険料の引き下げが求められます。

また、経済的理由から医療にかかれなことがあってはなりません。地方自治体では、東京都日の出町のように75歳以上の窓口負担の無料化に踏み切る自治体も生まれており、窓口負担から受診抑制を生じさせないための積極的な施策として評価できます。医療は命に関わる分野であり、高齢者になれば特にその重要度やニーズは増します。お金のある無しで医療における差別があってはならないことから、資格証や短期証も、基本的には発行しないことを基準とすべきです。

カナダやヨーロッパの主要国では、償還払いも含めて医療費の窓口負担はありません。イギリスでは負担どころか逆に通院の交通費が病院の窓口で支給される水準だと聞き及びます。日本においても過去には老人医療費は国の制度として無料でした。お年寄りを大事にする施策として、窓口負担の軽減や無料化は重要な施策です。

後期高齢者医療制度の施行により、市町村国保加入時には享受できた自治体の福祉施策が、後期高齢者医療制度への移行と共に対象外とされて受けられなくなる事例も各地で生まれており、これも75歳以上の差別として怒りを呼ぶ原因となっています。この点も将来的には改善が必要です。

以上の点から、下記の事項の実現を図っていただきますよう、陳情いたします。

【陳情事項】

1. 誰もが無理なく払える保険料となるよう、保険料条例減免制度の拡充を図っていただくこと。
2. 保険料は2年ごとに見直されるため今年度は次期保険料算定の年となりますが、保険料の引き下げを図っていただくこと。
3. 低所得者や生活に困っている人が受診を手控えることのないよう、一部負担金減免制度を拡充し、全ての被保険者の受診機会を保障していただくこと。
4. 現在14都県において各広域連合への独自の財政投入が行なわれていると聞いています。神奈川県広域連合におかれましても、条例減免の拡充や被保険者の負担軽減、また保険事業の財源として、神奈川県にも独自の財政措置を求めていただくこと。
5. 75歳以上の窓口負担を無料とした制度を確立するよう、国に強く要望していただくこと。

以上

(陳情とは無関係)

後期高齢者医療制度法定軽減

1. 均等割軽減

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合	軽減される額	軽減後の均等割額
・33万円	1 8.5割	33,881円	5,979円
上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得なし)の場合	2 9割	35,874円	3,986円
・33万円 + (24万5千円 × 当該世帯に属する被保険者数 (被保険者である世帯主を除く))	5割	19,930円	19,930円
・33万円 + (35万円 × 当該世帯に属する被保険者数)	2割	7,972円	31,888円

1 本来は7割軽減ですが、平成21年度に限り8.5割となり軽減が拡大されます。

2 平成21年度から新たに実施されるものです。

2. 所得割減免

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方に対し、所得割額を5割軽減する。

長寿医療制度に加入する直前に、健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和のため、制度加入時から2年間、所得割を課さず、被保険者均等割額を5割軽減する()。

1割負担者(申請による)

(1) 課税所得額が145万円以上ある70歳以上

(2) 単身世帯で収入額が383万円未満、複数世帯で収入合計額が520万円未満の場合